

奈良県医療費適正化計画における
「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書

奈良県は3月に「第3期医療費適正化計画」を発表しました。その中で2023年（H35）年の県民医療費の目標を4813億と決め、県内の病床を一般・療養病床で1697床、精神病床で600床減少させる「奈良県地域医療構想」を始めとして効率的医療、健康保持、介護給付の適正化を推進し、医療費目標の達成をするとしています。しかし、医療費適正化の取り組みにもかかわらず目標以上に医療費がかかった場合、奈良県の国保料率を上げるかどうか判断し、国保料率を上げない場合は全国一律1点10円という「診療報酬」を、奈良県だけ引き下げることが国に提案すると、奈良県医療費適正化計画に明記しました。

計画段階からの「地域別診療報酬」活用検討の表明は、医療費適正化の成否の責任を医療機関にのみ押し付ける乱暴なやり方です。診療報酬は医療機関の収入の源泉として、医療従事者の雇用および経営全般にかかわっており、その診療報酬を他県より低く設定することは、医療機関の経営に悪影響をもたらし、医師を始めとするマンパワーの県外流出をもたらし、県内での医療機関開業を減少させます。「県民にとって安い医療費」という、一見、県民思いの政策のようですが、医療崩壊を引き起こし、最終的には県民の安心と健康を奪うことになるでしょう。奈良県医師会は5月24日、「地域別診療報酬」の導入断固反対の決議を上げました。

「保険料の値上げ」か「診療点数単価の引き下げ」か、と県民と医療機関を分断し対立させるこのようなやり方は容認できません。「地域別診療報酬」の検討に関しては「本計画」から削除するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 9月20日

大和高田市議会